

令和7年2月5日

草加八潮消防組合
管理者 瀬戸 百合子 様

草加八潮消防組合特別職報酬等審議会
会長 藤波 達也

草加八潮消防組合特別職報酬等について（答申）

令和7年1月30日付け草加八潮総第564号で諮問のあった非常勤特別職職員の費用弁償の改正について、慎重に審議した結果、次のとおり答申する。

1 非常勤特別職職員の費用弁償の改正について

- (1) 草加八潮消防組合特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（以下、条例という。）第4条（費用弁償）において、交通費相当額を支給する条例の改正は適当である。
- (2) 条例改正の内容について
交通費相当額を支給する次の内容を勘案し、現行の条例に加え、条例改正をすることが適当である。
ア 日額費用弁償は支給しないが、交通費の実費相当額を草加八潮消防組合職員等の旅費に関する条例に基づき支給する。
イ 管轄外に居住する特別職職員に支給する。
ウ 同一日に構成市の会議等に出席した場合は支給しない。

2 改正の実施時期

令和7年4月1日から改正することが適当である。

3 説明

草加八潮消防組合特別職報酬等審議会条例第2条の規定により諮問のあった非常勤特別職職員の費用弁償の改正について、草加八潮消防組合の職員の費用弁償の現状を踏まえ、構成市及び埼玉県内一部事務組合（消防）の費用弁償を参考に、広範な視点から慎重な審議を行った。

(1) 草加八潮消防組合の職員の費用弁償の現状について

草加八潮消防組合発足から8年を経過し、特別職の職員の費用弁償について条例の見直しをしたところ、特別職の職員に対し会議等の出席に伴う交通費相当額を費用弁償として支給する条例の改正を行う必要がある。

(2) 構成市及び埼玉県内一部事務組合（消防）の費用弁償について

構成市の状況として、草加市は日額3,000円を支給、八潮市は日額1,000円を支給し、あらかじめ届出があった通勤方法による経費が費用弁償の日額を超えた場合、八潮市の条例に基づき算出した額を費用弁償として支給をしている。

埼玉県内一部事務組合（消防）の状況は、費用弁償の日額及び交通費の支給の規定がない組合は当組合を含め2組合となっている。

(3) 条例改正の内容について

ア 日額費用弁償は支給しないことについて

構成市及び埼玉県内一部事務組合（消防）では、費用弁償は日額支給しているところがほとんどであるが、通勤に係る交通費は実費支給が一般的である。

また、構成市の費用弁償の日額に開きがあり、日額支給とした場合に、その金額における妥当性を示すことが困難であると考ええる。

イ 管轄外に居住する特別職職員への支給について

管内に居住している特別職の職員が公共交通機関を利用した場合でも、管内居住であれば大体の施設は、往復500円未満で行ける範囲であると想定するため、支給する報酬で交通費はまかなえらるると思える。

ウ 同一日に構成市の会議等に出席した場合は支給しないことについて

監査委員や公平委員会委員が出席する定例的な会議は、両構成市の施設内で開催される。この状況から、構成市から費用弁償の日額等が支給されることから、同一日に構成市の会議に出席した場合は二重に支給されることとなるため、支給しないと思える。

以上の内容を踏まえ、非常勤特別職職員の費用弁償の条例改正が適当であるという結論に至った。

草加八潮消防組合特別職報酬等審議会

会 長 藤 波 達 也

会長職務代理者 小 笠 原 薫 子

委 員 飯 田 房 義

委 員 押 田 英 樹